

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 28 年
11月 8 日
(火曜日)

目 次

○告示

生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………一

保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………一

道路の位置の指定(建築指導課)……………二

○公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………二

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………三

大規模小売店舗立地法第五十一条の規定による届出(商政課)……………三

大規模小売店舗立地法第六十二条の規定による届出(商政課)……………四

大規模小売店舗立地法第八十一条の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………四

公共測量の実施(監理課)……………四

○公安委告示

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催……………五

山口県告示第三百五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。



平成二十八年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

施術者の氏名 施 術 所 在 地 廃 止 年 月 日

鉄井 宏史 下松中央整骨院 下松市西柳二丁目二番三〇号 平成二八、八、八

山口県告示第三百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏 名 住 住 者 指 定 年 月 日

久前 秀一 周南市大字徳山五五一〇の七 平成二八、八、九

山口県告示第三百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十八年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成二年農林水産省告示第千三百五十号(一)に係るものに限る。)(一)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法 変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美祢市於福町上字柳ヶ坪七九九から八〇五まで、八〇五第一、八〇六から八一五まで、八一五の一から八一五の五まで、八一五の七、八一五の八、八一五の一四、八一五の一八から八一五の二〇まで、八一五の三三、八一五の三三、八一六から八一九まで、八二三、八二四、八二六から八三一まで、三六六五、三六七五、三六九五
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 下関市菊川町大字下保木字柳谷悪水ヶ浴三三〇、三四三、字柳谷三四一、三五五、三五八、五七九から五八五まで、字柳谷新八ヶ浴三四八、字柳谷新八 三五一、字柳谷西三五二、三五二の一から三五二の三まで、字柳谷東三五三の一から三五三の三まで、豊浦町大字川棚字一の瀬七二七の一、七二七の二、七三七、七三八、字嵩ヶ浴七二七の四、七二七の八、字山下七四八、七五三、七五六、字山田七八七の一、七八七の二、字深液七九〇の三、七九〇の四、七九〇の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
熊毛郡平生町大字大野南字東総行六三の九	四・一 六・一	五〇・九	平成二八、 一〇、二四



(四四四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年十二月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 萩明倫学舎
 代表者の氏名 高木 正熙
 主たる事務所の所在地 萩市大字江向六〇二番地
 三 定款に記載された目的
 行政と協働して「萩・明倫学舎」の運営を行うことにより、市民参加による観光を
 基軸としたまちづくりに寄与すること。

(四四五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次の
 とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画
 書及び活動予算書は、平成二十八年十二月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活
 課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人びーすくえあ

代表者の氏名 櫻井 義隆

主たる事務所の所在地 下関市菊川町大字上田部七八七番地の一四

(四四六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次の
 とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年十一月八日
 から平成二十九年三月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商
 工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ダイレックス東岐波店

所在地 宇部市大字東岐波二一八二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社九州リースサー 福岡市博多区博多駅前四丁目三番一八号 古賀 恭介

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏
名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

ダイレックス株式会社 佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇 貞方 宏司

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年六月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、七三四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一〇〇台

(二) 駐車場の収容台数

二六台

(三) 荷さばき施設の面積

九六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻

ダイレックス株式会社 午前九時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十八年十月二十五日

(四四七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年十一月八日から平成二十九年三月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)イオンタウン周南久米C区画

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地地区画整理事業地内三七街区一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
イオンタウン株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳

三 変更に係る事項

駐輪場の位置

四 届出年月日

平成二十八年十月二十五日

五 変更年月日

平成二十八年十一月二十三日

(四四八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十八年六月十四日山口県公告（二四六）に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十一月八日から同年十二月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 クスリ岩崎チェーン下関菊川店

所在地 下関市菊川町大字上岡枝七六一の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(四四九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十八年六月二十四日山口県公告（二六〇）に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十一月八日から同年十二月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ徳山東店

所在地 周南市大字久米三〇九五の四

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(四五〇) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十八年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

二 作業の地域
防府市

三 作業の期間
平成二十八年九月二十一日から平成二十九年三月十五日まで



山口県公安委員会告示第六十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

平成二十八年十一月八日

山口県公安委員会

一 講習会の受講対象者

(一) 初心者講習会

法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者

(二) 経験者講習会

法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者

二 講習会開催の日時及び場所

(一) 初心者講習会

開催の日時	開催の場所
-------	-------

平成二九、二、一六 午前九時三〇分	山口県警察本部
〃 四、一三 〃	
〃 六、一一 〃	
〃 八、一七 〃	
〃 一〇、一五 〃	
〃 一二、一四 〃	

(二) 経験者講習会

開催の日時	開催の場所
-------	-------

平成二九、一、一九 午後一時	山口県警察本部
〃 二、二三 〃	
〃 三、〃 〃	
〃 四、二七 〃	
〃 五、一八 〃	
〃 六、二二 〃	
〃 七、二〇 〃	
〃 八、二四 〃	
〃 九、二一 〃	
〃 一〇、二六 〃	
〃 一一、一六 〃	山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番
〃 一二、二一 〃	
〃 一、一七 〃	
〃 二、二〇 〃	
〃 三、二四 〃	
〃 四、二八 〃	
〃 五、二二 〃	
〃 六、二六 〃	
〃 七、三〇 〃	
〃 八、〇三 〃	
〃 九、〇七 〃	山口県石国警察署岩国西幹部交番
〃 一〇、一一 〃	
〃 一一、一五 〃	
〃 一二、一九 〃	
〃 一、二三 〃	
〃 二、二七 〃	
〃 三、三一 〃	
〃 四、三五 〃	
〃 五、三九 〃	
〃 六、四三 〃	

平成二十八年十一月八日印刷

発行人所

山口県知事